

第65回（平成27年）

問1 個人住民税の所得割及び均等割における非課税制度（非課税の基準となる金額を若干上回る所得を有する者に係る所得割の額の調整措置を含む）について、その意義及び制度の概要を述べなさい。ただし、非課税所得並びに条例による減免、課税免除及び不均一課税について述べる必要はない。

【解答】

- [1] 個人住民税の所得割及び均等割の非課税制度の意義（理テキ1－2内容解説1）
- [2] 住民税の均等割及び所得割の非課税（理テキ1－2〔1〕）
- [3] 所得割の非課税（理テキ1－2〔2〕）
- [4] 均等割の非課税（理テキ1－2〔3〕）
- [5] 所得割の額の調整措置（理テキ3－5〔6〕）

〔1〕 個人住民税の所得割及び均等割の非課税制度の意義

個人住民税では、全く担税力のない者又は担税力が著しく薄弱である者についてまで税負担を求めることは、租税政策上適当でなく、また、税負担の公平性の見地からも好ましくないため、非課税制度が設けられた。

〔2〕 住民税の均等割及び所得割の非課税

（1） 内容

道府県、市町村は、次のいずれかに該当する者に対しては、道府県民税、市町村民税（以下「住民税」という。）の均等割り及び所得割（②に該当する者にあつては、退職所得の課税の特例によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、地方税法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

（2） 分離課税に係る所得割の非課税対象者の判定

分離課税に係る所得割につき①を適用する場合における①に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日の現況による。

〔3〕 所得割の非課税

道府県、市町村は、当分の間、住民税の所得割を課すべき者のうち、その者の所得割の課税標準の合計額が、次の算式により計算した金額以下である者に対しては、住民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

算式 35万円×（同一生計配偶者+扶養親族の数+1）+32万円（注）

（注）同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する。